3　調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

4　落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

5　調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a)　最も有利であること。

(b)　価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6　調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

7　調達機関は、この協定に基づく義務を回避する目的で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十六条　調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

1　調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

2　調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

(a)　調達された物品又はサービスについての説明

(b)　調達機関の名称及び所在地

(c)　落札した供給者の名称及び住所

(d)　落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(e)　落札の日

(f)　用いられた調達方法及び第十三条の規定に従って限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となった状況についての説明

文書、報告書及び電子的な履歴の保持

3　調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。

(a)　対象調達に関連する入札の手続及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）

(b)　電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

統計の収集及び報告

4　締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を対象とし、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。

(a)　付表1に掲げる調達機関に関しては、

(i)　当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額

(ii)　当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であって、国際的に認められた単一の分類制度に基づく物品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び総額

(iii)　当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける契約であって、限定入札により締結された全てのものの件数及び総額

(b)　付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によって締結されたこの協定の適用を受ける契約であって、付表別に区分されたものの件数及び総額

(c)　(a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた算定方式についての説明

5　締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6　締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことを要求する場合において、当該公示がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による単一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条　情報の開示

締約国への情報の提供

1　締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2　この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3　この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

(a)　法令の実施を妨げることとなる場合

(b)　供給者の間の公正な競争を害するおそれのある場合

(c)　特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合

(d)　その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条　国内の審査のための手続

1　締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であって、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a)　この協定の違反

(b)　当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守